

関東各都県及び山梨県以外に所在する「ゆうちょ銀行」又は「郵便局」を利用して納入する場合は、当市の取扱店(局)として指定を受ける必要があります。

御利用を希望される「ゆうちょ銀行支店」又は「郵便局」に初めて納入をされる際に、右の「指定通知書」を提出してください。

また、指定通知書を提出した場合は「ゆうちょ銀行又は郵便局指定通知書の提出について」を当市までお送りください。

※ 指定通知書を提出する際は、利用するゆうちょ銀行支店名又は郵便局名を必ず記入してください。

なお、前年度までに利用している指定ゆうちょ銀行及び郵便局は本年度も引き続き利用できますので、提出の必要はありません。

店(局)提出用

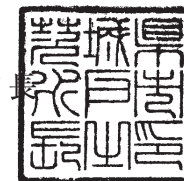
きりとり線

水戸市提出用

令和 年 月 日

ゆうちょ銀行 _____ 店長様
_____ 郵便局長様

水戸市長



指 定 通 知 書

貴店(局)を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて当市の市民税・県民税特別徴収税額の納入取扱店(局)に指定しましたので通知します。

認可又は承認番号	貯業2第1215号
口座番号	00170-3-960389
加入者名称	水戸市会計管理者
取りまとめ店	ゆうちょ銀行 東京貯金事務センター

きりとり線

令和 年 月 日

水戸市長

特別徴収義務者

所在地
名称
指定番号

ゆうちょ銀行又は郵便局指定通知書の提出について

次のゆうちょ銀行又は郵便局を市民税・県民税特別徴収税額の納入取扱店(局)として、指定通知書を提出したので通知します。

所在地	
名称	ゆうちょ銀行 店・郵便局